

広告等の表示及び景品類の提供に関する規定

(目的)

第 1 条 この規定は、当社が顧客に対して行う投資勧誘に関して行われる広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資家の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告等の表示

金融商品取引法（以下「金商法」という）第 37 条第 1 項に規定する広告その他これに類似するものとして金融商品取引業等に関する内閣府令第 72 条で定める行為（以下「広告等」という）により行う表示をいう。

(2) 景品類

「不当景品類及び不表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和 37 年公正取引委員会公示第 3 号）」第 1 項に規定する経済上の利益をいう。

(通則)

第 3 条 当社は、広告等の表示を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令（以下「法令等」という）並びに取引の信義則を遵守し、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うようにするものとする。

2 当社は、景品類の提供を行うときは、法令等及び取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(一般的禁止行為)

第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当する恐れのある広告等の表示を行ってはならない。

- (1) 取引の信義則に反するもの
- (2) 公正な競争を妨げるもの
- (3) 品位を損なうもの
- (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (5) 顧客の投資判断を誤らせるもの
- (6) 顧客の投資意欲を不当にそそる表示のあるもの
- (7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

- (8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- (9) 金商法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品法」という）、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令等に違反する表示のあるもの
- 2 当社は、顧客に対して、景品法その他の法令等に違反し、又は違反する恐れのある景品類の提供を行わないものとする。

（誤解される表示の禁止）

第 5 条 当社は、広告等の表示を行うときは、金融商品取引業者の選択に必要な事項に関し事実と相違する表示又は人に誤解させるような表示を行わない。

2 当社は、広告等の表示を行うときは、第二種金融商品取引業の登録を受けていることにより主務官庁その他の公的機関が当社を推薦しているかのような表示又は当該広告等の内容について保証しているかのような誤解を与える恐れのある表示を行わないものとする。

（利益保証及び損失補てんの表示の禁止）

第 6 条 当社は、広告等の表示を行うときは、利回りの保証、損失の全部若しくは一部の負担を行う旨又はこれを行っているかのような誤解を与える恐れのある表示を行わないものとする。

（断定的又は刺激的な表示の禁止）

第 7 条 当社は、広告等の表示を行うときは、有価証券等の価値、数値又は対価の額、経済の見通し等について断定的な、若しくは投資意欲を不当に刺激するような表示、又は確実に利益を得られるかのように誤解させるような表示を行わないものとする。

（優越性の表示）

第 8 条 当社は、広告等の表示を行うときは、取引の実績、内容、方法等が他の金融商品取引業者に比べて著しく優れている旨を具体的根拠を示さずに表示を行ってはならない。

（社内体制の整備）

第 9 条 当社は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制を構築し、これを役職員に遵守させるものとする。

（附則）

この規定は 2022 年 7 月 1 日から施行する。

変更履歴